

公益財団法人熊谷正寿文化財団
現代アート作家助成制度
令和5年(2023年)度募集要項

本助成の趣旨 ——

この法人が制定する「現代アート作家助成制度」に基づき、現代アートの制作を行う若手作家を助成支援することにより、現代アートの振興に寄与しようとするものです。

本助成の特色 ——

- ・応募案件に係る知的財産権についてこの法人は関与いたしません。
- ・助成対象者の進路等についてこの法人は関与いたしません。
- ・他の助成を受けている場合でも応募いただけます。

1. 応募資格

以下の(1)～(5)のすべてに該当すること。

- (1) 現代アートの制作を行う者であること※¹
- (2) 現代アートの制作経験を3年以上有すること
- (3) 募集年度4月1日時点で年齢35才以下であること※²
- (4) 営利を目的としない制作活動であること
- (5) 活動状況及び成果について適正に報告できること

※¹ 個人・グループ・団体の別を問いません

※² グループ・団体の場合は、代表者の年齢とします

2. 対象となる活動

現代アートの制作

3. 対象となる活動期間

令和5年(2023年)8月1日より令和6年(2024年)7月31日までの期間に開始し完了する活動

※活動期間が複数年に渡る長期的な活動については、活動を1年ごとに区切っていただくことで複数回の申請が可能です。ただし、連続しての助成は3回を上限とします。

4. 募集期間

令和5年(2023年)5月1日～令和5年(2023年)6月30日(必着)

5. 助成金額

100万円まで

6. 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は、活動にあたり通常必要とされる費用、特に作品の原材料費を主な対象とし、展示会場費・荷造運送費・諸給与・事務所維持費・生活費・本助成の目的以外の他の用途への転用や換価が可能な電子計算機端末等の購入経費等は除くものとします。ただし、活動のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金についてはこの限りではありません。

7. 応募手続

(1) 応募書類

- ① 助成申請書(所定の様式を用いて作成したもの)
- ② 履歴書(顔写真貼付、様式自由)

※①の様式はホームページからダウンロードしてください

※②はグループ・団体の場合は代表者の履歴書を添付してください

(2) 応募方法

応募書類一式を当法人の指定する方法で送付してください。

①ファイル共有リンクの提供による方法

助成申請書、履歴書及び参考資料をPDFデータにして、任意のクラウドファイル共有サービスで発行した共有リンクを下記「応募送信先」に電子メールでお知らせ下さい。

②記録媒体の郵送による方法

助成申請書、履歴書及び参考資料をPDFデータにして、CD-ROMまたはDVD-ROMに記録したものを下記「応募郵送先」にご郵送ください。送料はご負担下さい。当該記録媒体の返却はご容赦下さい。

※直接の持参は受け付けておりません。

※応募締切は令和5年(2023年)6月30日必着とさせていただきます。

(3) 応募・問い合わせ先

【応募郵送先】

公益財団法人熊谷正寿文化財団 助成事業係

〒150-8512

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号 セルリアンタワー 6 階

TEL : 03-6822-8610

FAX : 03-6822-8620

【応募送信先】

Mail : info@kumagai.art

8. 選考及び採択の決定

この法人に設置する選考委員会が選考し、理事会が採択を決定します。

- ・選考結果は採否に関わらず令和5年(2023年)7月下旬に応募者に通知します。
- ・選考の経過及び決定の理由についてはお答えいたしません。
- ・応募書類に重要な不備が認められる場合は選考の対象外とすることがあります。
- ・応募書類は採否に関わらず返却いたしません。

9. 助成金の支給

令和5年(2023年)7月下旬に指定口座への振込払いとします。

10. 助成対象者の義務

助成対象者となった方には、活動終了後1か月以内に、完了報告書(所定の様式を用いて作成したもの)を提出いただきます。また、活動状況の確認を求められた際は、すみやかに応じていただく必要があります。

11. 届出

助成対象者が次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨を届け出ていただく必要があります。

- 一 活動計画を中止又は変更しようとするとき

- 二 助成金を必要としない事由が生じたとき
- 三 氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき

12. 支給決定の取消、支給の中止、助成金の返還

助成対象者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の支給決定の取り消し、支給の中止、又は助成金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- 一 活動計画の中止又は著しい変更が認められるとき
- 二 助成金を必要としない事由が生じたと認められるとき
- 三 応募書類等の提出書類に虚偽・不正が認められるとき
- 四 助成対象者の義務を怠ったと認められるとき
- 五 その他、助成対象者として適当でない事実が認められるとき

以 上